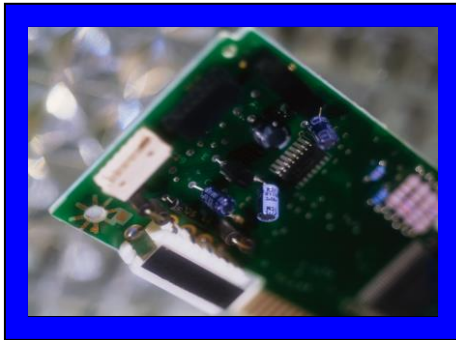


山梨県の 特定最低賃金

— 最低賃金の知っておきたいポイント —



令和 8 年 3 月

山梨労働局・労働基準監督署

山梨県の最低賃金一覧表

●地域別最低賃金

地域別	時間額 (発効年月日)	適用の範囲
山梨県最低賃金	1,052 円 (R7.12.1)	産業や職種に関わりなく、山梨県内で働く常用・臨時・パートなどすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。 ただし、下記の2業種は該当する特定（産業別）最低賃金が適用されます。

●特定最低賃金

産業別	時間額 (発効年月日)	適用の範囲 日本標準産業分類（平成25年10月改定）による	特定最低賃金の適用から除外され山梨県最低賃金が適用されるもの
山梨県電子部・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1,100 円 (R8.2.15)	山梨県の区域内で、次の産業を営む使用者及び使用者に使用される労働者 (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2) 電気機械器具製造業 (3) 情報通信機械器具製造業 (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。) (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 「業務に主として従事する者」とは、次の①から③の業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。 ① 清掃又は片付けの業務 ② 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務 ③ 手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務
山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金	1,089 円 (R8.3.1)	山梨県の区域内で、次の産業を営む使用者及び使用者に使用される労働者 (1) 自動車・同附属品製品製造業 (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。) (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 「業務に主として従事する者」とは、次の①から③の業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。 ① 清掃又は片付けの業務 ② 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レットル貼り・ラベル貼り又はかしの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。) ③ 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスクングの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)

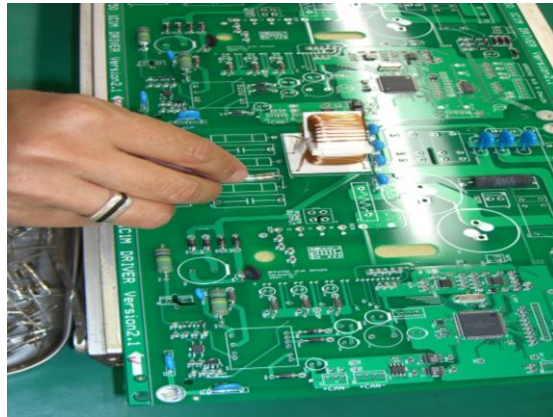
(注) 最低賃金の比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当 ② 時間外・休日・深夜手当 ③ 臨時に支払われる賃金
④ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

1 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 1,100円

令和8年2月15日発効



Q 1 どのような産業が適用になるのですか

日本標準産業分類（令和5年7月改定）で見ますと、E28電子部品・デバイス・電子回路製造業、E29電気機械器具製造業及びE30情報通信機械器具製造業の3つの中分類が適用されます。

なお、具体的には別表1のとおりです。

Q 2 どのような使用者に適用されますか

山梨県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に適用されます。

Q 3 どのような労働者に適用されますか

山梨県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者に適用されます。

ただし、次（次ページ）に掲げる者は除かれ、山梨県最低賃金の適用を受けることとなります。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機
械器具製造業最低賃金における適用除外について

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの（技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。）
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
「業務に主として従事する者」とは、次の（1）から（3）の業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。
また、適用除外業務の複数に従事している者については、そのすべての時間を合算して判断すること。

（1）清掃又は片付けの業務



- （2）手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務
- （3）手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

用語の定義

前記において、それぞれの用語については、以下のように定義する。

- ア 「手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う業務」とは、労働者が卓上において、容易かつ軽易に製造、加工等を行うことができ、また、危険性の少ない業務であること。
- イ 「手作業」とは、機械を使用せず、手又は手の延長たる簡易な用具（小型のカッター、はさみ、包丁等）を用いて行う作業。
- ウ 「手工具」とは、手によって容易に保持できる軽量で危険性の少ない小型のもので、人力により製造・加工等を行うための工具をいい、動力で作動するものは含まない。
- エ 「小型動力機」とは、電力や圧縮空気を動力源とした、卓上式・可搬式又は手持式の操作が容易な機械器具、例えば、電動ドライバー、電気グラインダー、ドライヤー等をいう。
- オ 「組線」とは、複数のリード線等をそろえ、からげる業務。
- カ 「かしめ」とは、部品どうしを合わせてリベットなどを用いて接合する業務。
- キ 「取付け」とは、電気機器の部品を機器に、あるいは、部品どうしを合体又は組み込む業務。取付けの態様は、挿入、ネジ止め等があり、溶接やはんだ付けは含まない。
- ク 「巻線」とは、コイルやトランスなどに線を巻く作業。
- ケ 「穴あけ」とは、精度を求めない軽易な穴あけ業務。
- コ 「バリ取り」とは、部品の突起物を除去する業務。
- サ 「ラベル貼り」とは、軽易な作業で、熟練を要する作業を含まない。
- シ 「選別」とは、準備段階における部品の仕分け作業。
- ス 「検数」とは、箱詰め、袋詰め等の際に製品を数える作業。
- セ 「包装」、「箱詰め」、「袋詰め」とは、軽易な作業で、梱包や荷造りは含まない。
- ソ 「材料若しくは部品の運搬・取り揃え」とは、軽易な作業で、経験と熟練を必要とされる業務は含まない。

[手工具]及び[小型動力機]

[手工具]

ドライバー、ニッパ、プライヤー



はさみ、カッター



圧着工具： 配線の先端に端子部品をかしめる(圧着)工具。

作業方法は、圧着部に端子部品をセットし、端子部品の足に配線置き圧着機のアームを握ることにより、端子部品と配線が接合される。

① 圧着工具 (手持ち型)



② 圧着工具 (定置型)： 下型に端子部品を置き、その上に配線などを載せ、レバーを手前に引くことで端子部をかしめ(圧着)、配線に接合する。



[小型動力機]

かしめ機 : 下型に端子部品を置き、その上に配線をのせ起動スイッチ（足踏み式）押し、圧着することにより端子部と配線を接合する。



ドライヤー : 絶縁用の樹脂管などを使用し、ドライヤーで樹脂管を暖め自然温度下で収縮する特性を利用し、配線の接合部分の絶縁や配線を束ねるなどの目的に使用される。



樹脂管をドライヤーで暖めている作業



ミニ・カッター：材料に穴開けや、研磨作業などに使用される。また、基盤の誤配線を切断する作業などにも使用される。



ハンドグラインダ：部品のバリ取り作業などに使用される。



電気ディスクグラインダ：部品のバリ取り作業などに使用される。



電動ドライバー：動力により、ビスを締めたり、あるいは緩めるなどの作業に使用される。



自動巻線機：動力により自動でボビンに線を巻き付ける機械。



巻線をするボビン(トランス製造部品で、ボビンに線を巻き付け絶縁テープで被覆する)



ボビンに巻線し、絶縁テープを巻いた状況

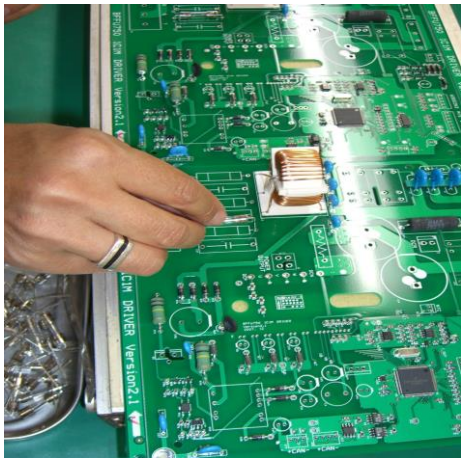


巻線機：作業者が線の位置を決め、動力により線をボビンに巻き付ける機械。

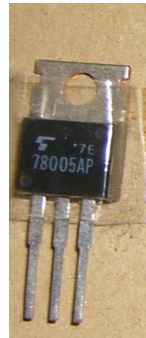


作業についての解説

[取付け] : 「取付け」とは、電気機器の部品を機器に、あるいは、部品どうしを合体又は組み込む業務。取付けの態様は、挿入、ネジ止め等があり、溶接やはんだ付けは含まない。



プリント基板にコンデンサー、レギュレータ及び可変抵抗器などを取付け（差し込み作業ともいう。）作業の状況



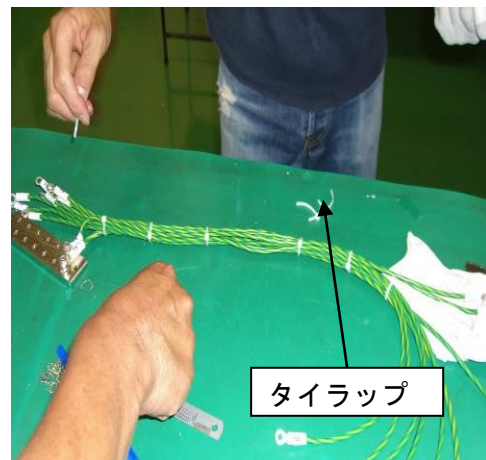
端子部品

[組線] : 「組線」とは、複数のリード線等をそろえ、からげる業務。

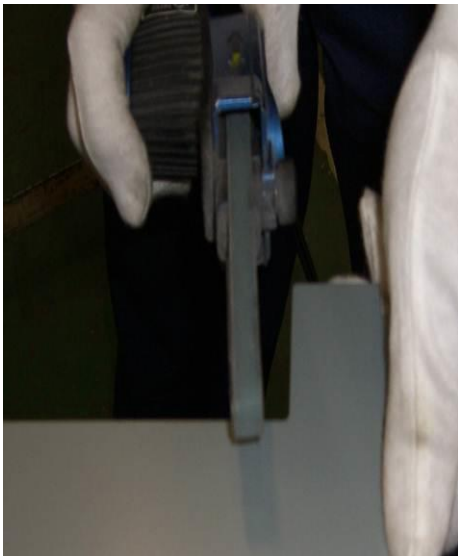
リード線を束ねた状況



タイラップを使用し、リード線を束ねる作業



バリ取り：「バリ取り」とは、部品の突起物を除去する業務。



ハンドグラインダで、材料のバリ取り作業をしている状況

かしめ作業：「かしめ」とは、部品どうしを合わせてリベットなどを用いて接合する業務。



リード線先端に端子部などを圧着機にて接合作業（かしめ作業）をしている状況



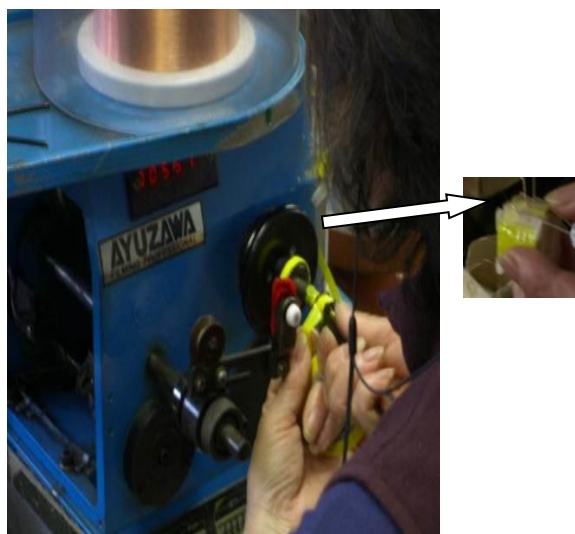
かしめ機による、リード線と端子部品を接合している状況

巻線：「巻線」とは、コイルやトランスなどに線を巻く作業。

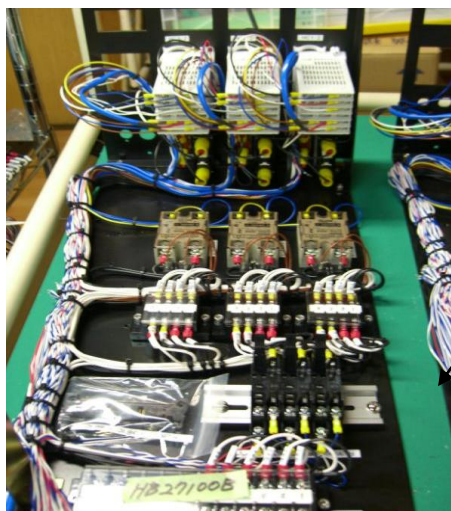
自動巻き線機による巻き線作業
ポビンをセットした状況



巻いているところ



穴あけの業務：「穴あけ」とは、精度を求めない軽易な穴あけ業務。



制御板内部の部品の取り付けのため、電気ドリルで穴を開けボルトを使用し固定した状況

選別・検数：「選別」とは、準備段階における部品の仕分け作業。
「検数」とは、箱詰め、袋詰め等の際に製品を数える作業。



包装、袋詰め、箱詰め：「包装」、「袋詰め」、「箱詰め」とは、軽易な作業で、梱包や荷造りは含まない。

箱詰め作業状況



袋詰め作業の状況



ラベル貼りの業務：「ラベル貼り」とは、軽易な作業で、熟練を要する作業は含まない。

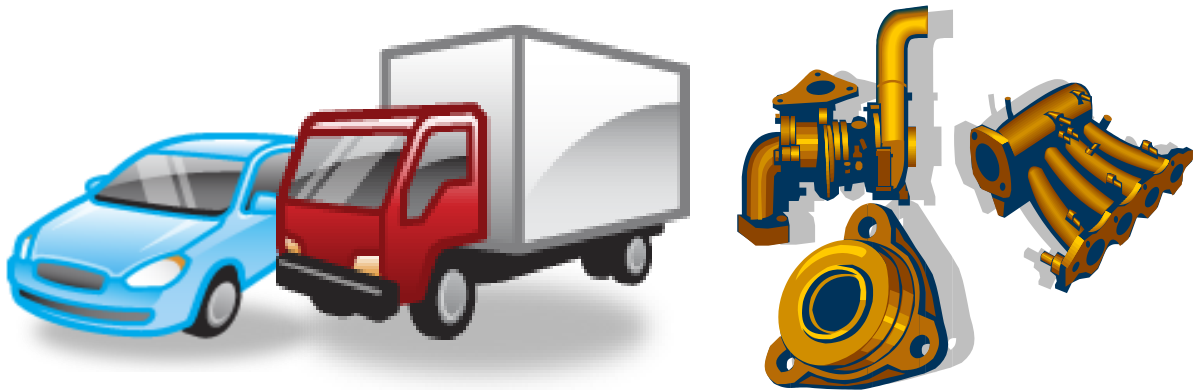
ラベル貼りの作業（写真はラベル貼り作業の一例。）



2 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

時間額 1,089円

令和8年3月1日発効



Q 1 どのような産業が適用になるのですか

日本標準産業分類（令和5年7月改定）で見ますと、E31輸送用機械器具製造業のうち、E310管理補助的経済活動を行う事業所（E31輸送用機械器具製造業のうち、自動車・同附属品製造業に限ります。）E311自動車・同附属品製造業が適用されます。
なお、具体的には別表2のとおりです。

Q 2 どのような使用者に適用されますか

山梨県の区域内で自動車・同附属品製造業を営む使用者に適用されます。

Q 3 どのような労働者に適用されますか

山梨県の区域内で自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者に適用されます。

ただし、次（次ページ）に掲げる者は除かれ、山梨県最低賃金の適用を受けることとなります。

自動車・同附属品製造業最低賃金における適用除外について

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。)
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
「業務に主として従事する者」とは、次の(1)から(3)の業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。
また、適用除外業務の複数に従事している者については、そのすべての時間を合算して判断すること。

(1) 清掃又は片付けの業務



- (2) 手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く)
- (3) 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く)

用語の定義

前記において、それぞれの用語については、以下のように定義する。

- ア 「手作業」とは、機械を使用せず、手又は手の延長たる簡易な用具（小型のカッター、はさみ、包丁等）を用いて行う作業をいう。
- イ 「手工具」とは、手によって容易に保持できる軽量で危険性の少ない小型のもので、人力により製造・加工等を行うための工具をいい、動力で作動するものは含まない。
- ウ 「小型電動工具」とは、1人の作業者が容易に持ち運びできるもので、電力や圧縮空気等の動力源の種類を問わず動力を用いるもの（作業を容易にするような小型電動工具の補助用具は含むが、小型であっても卓上若しくは床に設置して使用するものは含まない。）。
- エ 「熟練を要しない」とは、簡単な指導及び説明により行うことができ、特別な技能、知識を要しないことをいう。
- オ 「ライン工程」とは、ベルトコンベア等の上で行う業務のほか、卓上等で行われる作業であっても、当該事業場内で連続している製造工程の構成要素となり、当該作業が仮に停止した場合に当該工程の連続性が保たれないようなものも含む。
- カ 「バリ取り」とは、部品の突起物を除去する業務。
- キ 「かしめ」とは、部品の接合方法の一つで、専用工具により一方の部品をもう一方の部品で挟み込み、その外側から圧力をかけて変形させ接合する業務をいう。
- ク 「穴あけ」とは、精度を求めない軽易な穴あけ業務。
- ケ 「取付け」とは、部品どうしを合体又は組み込む業務。取付けの態様は、挿入、ネジ止め等があり、溶接やはんだ付けは含まない。
- コ 「レッテル貼り又はラベル貼り」とは、軽易な作業で、熟練を要する作業を含まない。
- サ 「供給・取り揃え」とは、材料若しくは部品の取り出し、整理、整頓、収納等を行う単一かつ軽易な作業をいい、経験と熟練を必要とされる業務は含まない。
- シ 「マスキング」とは、塗装作業の際のテーピング、紙貼り等の呼称をいう。
- ス 「選別」とは、準備段階における部品の仕分け作業又は部品を一定の基準に基づいて選り分ける作業をいう。
- セ 「検数」とは、箱詰め、袋詰め等の際に製品を数える作業。
- ソ 「包装」、「箱詰め」、「袋詰め」とは、軽易な作業で、梱包や荷造りは含まない。

[手工具]及び[小型電動工具]

[手工具]

ドライバー、ニッパ、プライヤー



ヤスリ



ドライブシャフトブーツバンドツール：ドライブシャフトブーツバンドを挟んで
かしめる手工具



[小型電動工具]

電気ディスクグラインダ：部品のバリ取り作業などに使用される。



ハンドグラインダ：部品のバリ取り作業などに使用される。



ターボラップ：動力により歯部を上下に振動させ材料を研磨する機械で、バリ取りの作業にも使用される。



電動ドライバー：動力により、ビスを締めたり、あるいは緩めるなどの作業に使用される。



電気ドリル：材料等に穴開け作業を行う機械。



作業についての解説

バリ取り：「バリ取り」とは、部品の突起物を除去する業務。

電気ディスクグラインダで、デフギア（自動車部品）のバリ取り作業を行っている状況を示す。



かしめ作業：「かしめ」とは、部品の接合方法の一つで、専用工具により一方の部品をもう一方の部品で挟み込み、その外側から圧力をかけて変形させ接合する業務をいう。エアーを動力源とした定置式のかしめ機が一般的に使用されるが、ドライブシャフトブーツバンドのかしめ作業においては、ドライブシャフトブーツバンドツールを使用している。

ブレーキパット



ブレーキパットにパットの摩耗を検出する装置をかしめて設置したもの



ドライブシャフトブーツバンド
のかしめ作業



ドライブシャフトバンドツール



かしめタイプブーツバンド

穴あけの業務：「穴あけ」とは、精度を求めない軽易な穴あけ業務。

自動車部品の穴開け作業を行う電
気ドリル



取付け：「取付け」とは、部品どうしを合体又は組み込む業務。取付けの態様は、挿入、ネジ止め等があり、溶接やはんだ付けは含まない。

〈冷却装置などの組み込む作業〉

冷却装置の部品を積
層するための型



冷却装置の部品を組み込む作業の状況

銅材でできたフィーンを積層するために、カップロー（接着剤）とフィーンを交互に入れ、焼熱炉にて焼結し、カップロー（接着剤）を溶解し積層されたフィーンを接着する



フィーンの積層作業



カップロー（接着剤）



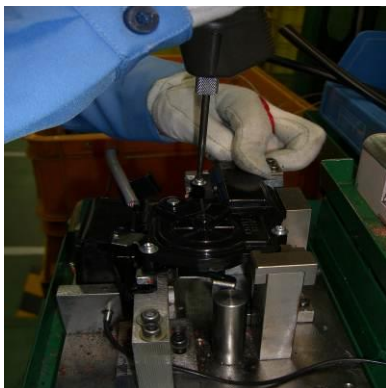
積層作業されたフィーン

〈自動車のドアノブ部品の取付け作業〉



取り付ける部品

〈自動車のドア部品の取付け作業〉

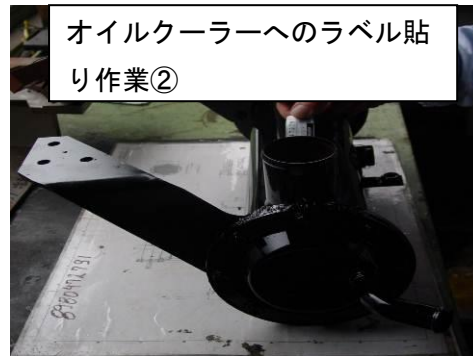


自動車のドア部品の取付け作業

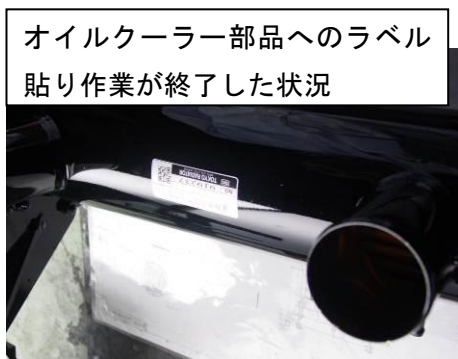
レッテル貼り・ラベル貼り：「レッテル貼り・ラベル貼り」とは、軽易な作業で、
熟練を要する作業を含まない。



オイルクーラーへのラベル貼
り作業①



オイルクーラーへのラベル貼
り作業②



オイルクーラー部品へのラベル
貼り作業が終了した状況



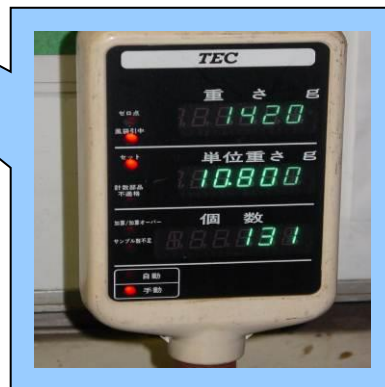
オイルクーラー部品に貼り付け
るラベル

選別・検数：「選別」とは、準備段階における部品の仕分け作業。
検数とは、箱詰め、袋詰め等の際に製品を数える作業。
なお、検数器を使用し、検数をする場合も含む。

材料の受入伝票により、納品した数を確認し、種類毎に仕分ける作業



検数機



部品を検品し、検数機にて重量を量
る作業

選別作業の状況（ラック倉庫に部品別に仕分け収納作業を行っている状況。）



包装、袋詰め、箱詰め：「包装」、「箱詰め」、「袋詰め」とは、軽易な作業で、梱包や荷造りは含まない。

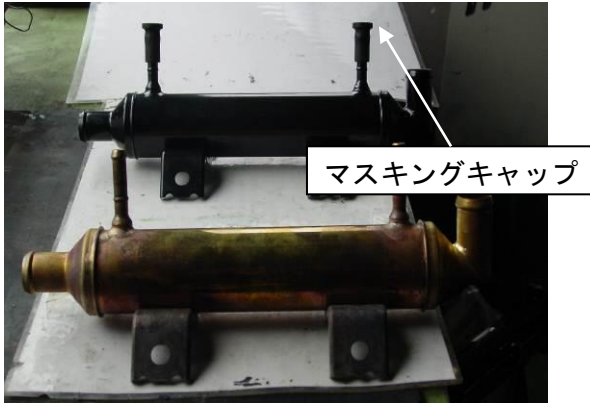


長尺材（部品）は樹脂でできたコンテナに入れ出荷等をする



マスクング作業：塗装等の作業において、塗料等が塗装面以外につかないようマスクングテープなどを使用し養生する業務。

マスクングキャップを
取り付けた状況



マスクングキャップ



山梨県特定最低賃金

電子部品・デバイス・電子回路、電機機械器具、情報通信機械器具製造業

日本標準産業分類(令和5年7月改定)の名称等		
分類番号	産業名	主な産業名の例示
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
E280	管理, 補助的経済活動を行う事業所(28電子部品・デバイス・電子回路製造業)	
E281	電子デバイス製造業	
E2811	電子管製造業	真空管(通信用)、X線管、水銀整流管、光電管、マイクロ波管、放電管など
E2812	光電変換素子製造業	発光ダイオード、フォトカプラ、インタラプタなど
E2813	半導体素子製造業(光電変換素子を除く)	ダイオード、トランジスタ、サイリスタ、サーミスタなど
E2814	集積回路製造業	半導体集積回路、薄膜集積回路、混成集積回路、超小型構造集積回路、CPUなど
E2815	液晶パネル・フラットパネル製造業	有機ELパネル、液晶素子
E282	電子部品製造業	
E2821	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	抵抗器、コンデンサ、変成器、電子機器用小型電源変圧器、電子機器用蓄電器など
E2822	音響部品・磁気ヘッド・小型モーター製造業	スピーカー部品、マイクロホン部品、イヤホン部品、ヘッドホン部品、磁気ヘッド、小型モータ(入力電力3ワット未満)
E2823	コネクタ・スイッチ・リレー製造業	コネクタ(配線機器を除外)、スイッチ(配線器具、電力用開閉器を除外)、リレー
E283	記録メディア製造業	
E2831	半導体メモリメディア製造業	SDメモリーカード、メモリースティック、コンパクトフラッシュ
E2832	光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業	光ディスク、CD・R/RW、DVD・R/RW/RAM、磁気ディスク、フレキシブルディスク、MO、オーディオ用テープ、ビデオ用テープ、コンピューター用テープ
E284	電子回路製造業	
E2841	電子回路基板製造業	片面・両面・多層リジッドプリント配線板、ビルドアップ配線板、フレキシブルプリント配線板、フレックスリジッドプリント配線板など
E2842	電子回路実装基板製造業	挿入部品実装基板、チップ部品実装基板、ICパッケージ実装基板、ワイヤボンディング実装基板、TAB・COF実装基板など
E285	ユニット部品製造業	
E2851	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業	スイッチング電源、放送(通信)受信チューナユニット、分配・分岐・混合・分波・整合器、プースタユニット、コンバータユニット、エアコンユニット、選局ユニット、タイマユニット、モジュレータユニットなど
E2859	その他のユニット部品製造業	紙幣識別ユニット、硬貨区分ユニット、液晶表示ユニット など
E289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	電力用を除く整流器・ダイヤル・プラグ・ジャック、磁性材部分品、雑音防止、テレビ画面安定器、共振子・発振子、フィルタ、ソケット、センサなど
L7282	純粋持株会社	
E29	電気機械器具製造業	
E290	管理, 補助的経済活動を行う事業所(29電気機械器具製造業)	
E291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	

E2911	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業	一般産業用及び鉄道車両、船舶用の電動機、発電機並びに電動機、内燃機関、蒸気機関、蒸気タービンなどにより動される発電装置、その他の回転電気機械。ただし、内燃機関用電動機、発電機はE2922。 例：発電機；電動発電機；回転変流機；ターボゼネレータ
E2912	変圧器類製造業(電子機器用を除く)	送配電用及び機器用の変圧器類。 無線周波及び低周波変成器、チョークコイルなどの電子機器用変成器はE2821。 例：変圧器(送配電用、機器用、シグナル用)；ネオン変圧器；計器用変成器；リアクトル；電圧調整器
E2913	電力開閉装置製造業	電力開閉装置
E2914	配電盤・電力制御装置製造業	遮断器、電気制御装置及び避雷装置。 主な製品は、配電盤、配電ばこ、継電器、自動調整装置、断路器、遮断器、制御器、避雷器、電力用ヒューズ装置など。 主としてリアクトル及び電圧調整器はE2912。 例：配電盤；遮断器；制御装置(車両用を含む)；起動器；抵抗器(電力用のもの)；継電器(電力用のもの)
E2915	配線機器・配線附属品製造業	配線器具(小形開閉器、点滅器、接続器、電球保持器など)、配線ばこ並びに部品(パネルボード、小形配線ばこ、ヒューズなど)。 陶磁器製絶縁材料はE2144に、ガラス絶縁材料はE2119に分類されるが、電線管接続附属品及び電鈴(ベル用変圧器を含む)は本分類に含まれる。電気照明器具はE2942。 例：開閉器；点滅器；接続器；電球保持器；鉄道用配線器具；パネルボード；小形配線ばこ；ヒューズ；電線管接続附属品；ベル用変圧器；プラスチック製差込プラグ；スイッチ
E292	産業用電気機械器具製造業	
E2921	電気溶接機製造業	電弧溶接機；抵抗溶接機；電極保持具(溶接用) ガス溶接機はE2662
E2922	内燃機関電装品製造業	自動車及び航空機用スターターモータ及び発電機、点火用コイル、ディストリビュータ、充電機、磁石発電機、点火せん及び点火せん用結線装置などスターターモータ(自動車・航空機用)；航空機用電装品；点火せん・点火装置(内燃機関用)；電動機・発電機(内燃機関用)；電気式始動機；セルモータ、ワイヤハーネスなど
E2929	その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、運搬用を含む)	コンデンサ(電子機器用を除く)、電気窯炉、産業用電熱装置、電力変換装置、整流器、赤外線乾燥装置など
E293	民生用電気機械器具製造業	
E2931	ちゅう房機器製造業	電子レンジ、電磁調理器、電気がま、トースタ、ホットプレート、ジューサミキサ、ジャーポット、食器乾燥機、食器洗い機、電気冷蔵庫など
E2932	空調・住宅関連機器製造業	扇風機、換気扇、電気温水器、除湿器、家庭用エアコンディショナ、空気清浄機など。業務用エアコンディショナはE2535。
E2933	衣料衛生関連機器製造業	家庭用電気洗濯機、衣類乾燥機、電気アイロン、電気掃除機、ハンドクリーナーなど。営業用洗濯機、ドライクリーニング機、プレス機はE2721。
E2939	その他の民生用電気機械器具製造業	電気ストーブ、電気こたつ、電気毛布、電気カーペット、電気かみそり、電気マッサージ器具、ヘアドライヤ、家庭用生ごみ処理機など
E294	電球・電気照明器具製造業	
E2941	電球製造業	白熱電球、蛍光灯、写真フラッシュ用電球など
E2942	電気照明器具製造業	白熱電灯器具、放電灯器具、携帯電灯、発電ランプ及びこれら附属品
E295	電池製造業	
E2951	蓄電池製造業	蓄電池
E2952	一次電池(乾電池、湿電池)製造業	乾電池、湿電池、水銀電池、アルカリ電池
E296	電子応用装置製造業	
E2961	X線装置製造業	医療用・歯科用X線装置、X線探傷機など
E2962	医療用電子応用装置製造業	医療用粒子加速装置、医療用放射性物質応用装置、超音波画像診断装置、超音波ドプラ診断装置、磁気共鳴画像診断装置高周波・低周波治療器レーザー応用治療装置など
E2969	その他の電子応用装置製造業	粒子加速装置、放射性物質応用装置、高周波電力応用装置、超音波応用装置、電磁応用探知装置、レーザー装置、電子顕微鏡、水中聴音装置、高周波ミシン、電子応用測定装置(医療用を除く)など

E297	電気計測器具製造業	
E2971	電気計測器具製造業	電流計、電圧計、積算電力計、位相計、周波数計、検電計、音量計、電気動力計など
E2972	工業計器製造業	温度自動調節装置、圧力自動調節装置、流体自動調節装置、流体組成自動調節装置、液面調節装置、自動燃焼調節装置、ガス制御装置など
E2973	医療用計測器具製造業	体温・血圧等検査用モニタ、生体磁気計測装置、心電・脳波・筋電等検査用モニタ、集中患者監視装置、新生児モニタ、多現象モニタ、分娩監視装置、呼吸機能検査機器、視覚機能検査機器、臨床化学検査機器、血液検査機器、心電計など
E299	その他の電気機械器具製造業	電球用口金、導入線、シリコンウエハ、モリブデン製品、電子用タングステン、永久磁石など
L7282	純粋持株会社	
E30	情報通信機械器具製造業	
E300	管理、補助的経済活動を行う事業所(30情報通信機械器具製造業)	
E301	通信機械器具・同関連機械器具製造業	
E3011	有線通信機械器具製造業	電話機、交換機、電信機、ファクシミリ、デジタル伝送装置、搬送装置、有線放送装置など
E3012	スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業	スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機
E3013	無線通信機械器具製造業	ラジオ送信装置、テレビジョン放送装置、放送用テレビカメラ、無線送信機器、無線受信機器、ロラン装置、レーダ、着陸誘導装置、距離方位測定装置、気象観測装置、遠隔制御装置、無線応用航法装置、GPS装置、カーナビゲーションシステムなど
E3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	ラジオ受信機・テレビジョン受信機。ラジオ付カセットレコーダはE3023
E3015	交通信号保安装置製造業	電気信号装置、鉄道信号機、自動転てつ器、分岐器
E3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	火災警報装置、盗難警報装置、発光信号装置、通報信号装置
E302	映像・音響機械器具製造業	
E3021	ビデオ機器製造業	磁気録画装置、画像再生装置、DVDプレーヤー、ビデオカメラ、防犯カメラなど
E3022	デジタルカメラ製造業	デジタルカメラなど
E3023	電気音響機械器具製造業	ステレオセット、ICレコーダ、ハイファイ用増幅器、オーディオディスクプレーヤ、カーステレオ、カラオケ、イヤホン、ヘッドホン、補聴器、マイクロホンなど
E303	電子計算機・同附属装置製造業	
E3031	電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)	アナログ形電子計算機、デジタル形電子計算機、電子会計機、半導体設計用装置
E3032	パーソナルコンピュータ製造業	パーソナルコンピュータ
E3033	外部記憶装置製造業	磁気ディスク装置、光ディスク装置、ディスクアレイ装置、内蔵型FDD、DVDマルチメディアドライブなど
E3034	印刷装置製造業	ラインプリンタ、ページプリンタなど
E3035	表示装置製造業	CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ、スキャナー、端末装置、その他の入力装置など
E3039	その他の附属装置製造業	スキャナー、現金自動預け払い機
L7282	純粋持株会社	

山梨県特定最低賃金

自動車・同附属品製造業

日本標準産業分類(令和5年7月改定)の名称等		
分類番号	産業名	主な産業名の例示
E31	輸送用機械器具製造業	
E310	管理、補助的経済活動を行う事業所(E31輸送用機械器具製造業)	自動車・同附属品製造業に掲げる産業において管理補助的経済活動を行う事業所に限る。
E311	自動車・同附属品製造業	
E3111	自動車製造業(二輪自動車を含む)	各種自動車(二輪自動車を含む)の完成品及び自動車シャシーの製造並びに組立。構内運搬車両はE315、トラクタはE26。
E3112	自動車車体・附随車製造業	乗用車、トラック、バスの車体の製造並びに車体のシャシーの組付け。
E3113	自動車部分品・附属品製造業	自動車用エンジン、ブレーキ、クラッチ、ラジエータ、変速機、トランスミッション、車輪、ワイパー、オイルフィルタ、方向指示器、自動車バルブ、カーエアコン、カーヒータ、クラクション、バックミラーなど。 タイヤ・チューブはE19、自動車用ガラスはE21、自動車用金物・自動車用スタン プ加工品はE24、ヘッドライト・点火装置・蓄電池はE29。
L7282	純粋持株会社	

(注) 自動車用ワイヤハーネス製造業の産業分類は、
 中分類 E 2 9 電気機械器具製造業
 小分類 E 2 9 2 産業用電気機械器具製造業
 細分類 E 2 9 2 2 内燃機関電装品製造業
 に含まれる。